

介護相談センター みはらし 指定居宅介護支援事業運営規程

(本規程の趣旨)

第1条 本規程は、「指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準」（平成11年厚生労働省令第38号。以下「指定基準」という。）第18条に定めるところにより、指定居宅介護支援の事業（以下「指定事業」という。）の運営に関する重要事項を定めるものである。

2 合同会社サニーが運営する「介護相談センター みはらし」（以下「事業所」という。）は、指定事業の運営に当たって、指定基準及び関係法令に定める事項のほか、この運営規程に定める事項を遵守するものとする。

(事業の目的及び運営の方針)

第2条 指定事業は、要介護者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように配慮して、必要な支援を行うことを目的とする。

2 指定事業は、要介護状態の軽減又は悪化の防止に資するように行うとともに、医療サービスとの連携に十分配慮することを基本方針とする。

3 指定事業は、利用者の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、利用者の選択に基づき、適切な保健医療サービス及び福祉サービスが、多様な事業者から、総合的かつ効率的に提供するように配慮して行う。

4 指定事業の提供に当たっては、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立って、利用者に提供される指定居宅サービス等が特定の種類又は特定の居宅サービス事業者に不当に偏することのないよう、公正中立に行うこととする。

5 事業の運営に当たっては、関係市町村、地域包括支援センター、他の指定居宅介護支援事業者、指定居宅サービス事業者及び介護保険施設等との連携に努めるものとする。

(事業所の名称及び所在地)

第3条 事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

② 名称 介護相談センター みはらし

② 所在地 小樽市見晴町7番25号

(管理者)

第4条 事業所には、常勤の管理者を配置する。

2 管理者は、主任介護支援専門員とする。

3 管理者は、次の業務を行う。

① 事業所の従業者の管理

② 指定居宅介護支援の利用の申込みに係る調整

③ 業務の実施状況の把握

④ 事業所の従業者に指定基準を遵守させるために必要な指揮命令

⑤ その他必要な管理

4 前項①から⑤までの管理業務は、管理者が一元的に行うものとする。

(従業者の職種、員数及び職務内容)

第5条 事業所に配置する介護支援専門員は、常勤職員1名（うち1名管理者と兼務）とし、指定居宅介護支援の提供に当たるものとする。

(営業日及び営業時間)

第6条 事業所の営業日は、月曜日から金曜日までとする。ただし、祝日並びに12月30日から翌年1月4日までの期間及びお盆休み（会社の定める日）1日は、営業を行わない。

2 事業所の営業時間は、午前9時00分から午後5時00分までとする。

(指定居宅介護支援の提供方法及び内容)

第7条 指定事業の提供方法及び内容は次のとおりとする。

- ① 介護支援専門員は、居宅サービス計画の作成の開始に当たって、地域の指定居宅サービス事業者等に関するサービスの内容、利用料等の情報を利用者又はその家族に対して提供するものとする。
- ② 介護支援専門員は、居宅サービス計画の作成に当たって、利用者について、その有する能力、その置かれている環境等の評価を通じて利用者が現に抱える問題点を明らかにし、解決すべき課題を把握するものとする。
- ③ 前号の課題把握は、介護支援専門員が利用者の居宅を訪問し、利用者及びその家族に面接して行うものとする。
- ④ 介護支援専門員は、利用者の希望及び課題把握の結果に基づき適切なサービスの組み合わせについて検討し、居宅サービス計画の原案を作成するものとする。
- ⑤ 介護支援専門員は、サービス担当者会議の開催等により、前号の居宅サービス計画の原案について、担当者から意見を求めるとともに、利用者又はその家族に当該原案の内容を説明し、文書により同意を得るものとする。
- ⑥ 介護支援専門員は、居宅サービス計画を作成した際は、当該居宅サービス計画を利用者及び担当者に交付するものとする。
- ⑦ 介護支援専門員は、居宅サービス計画の作成後、当該計画の実施状況の把握を行い、必要に応じて計画の変更、指定居宅サービス事業者等への連絡調整等を行うものとする。
- ⑧ 前各号の規定は、居宅サービス計画の変更の際も同様とする。
- ⑨ 事業所が担当する利用者の数は、常勤の介護支援専門員1名につき44名を標準とする。
- ⑩ ケアプラン作成している通所介護・地域密着通所介護・訪問介護・福祉用具貸与・併設事業所同事業所利用割合の説明を半年に一回程度努力義務として行います。
- ⑪ 居宅サービス等の利用に向けて介護支援専門員が利用者の退院時等にケアマネジメント業務を行ったものの利用者の死亡によりサービス利用に至らなかった場合に、モニタリングやサービス担当者会議における検討等必要なケアマネジメント業務や給付管理のための準備が行われ、介護保険サービスが提供されたものと同等に取り扱うことが適当と認められるケースについて、居宅介護支援の基本報酬の算定を行う事ができます。
- ⑫ 必要に応じて、多様な主体等が提供する生活支援のサービス（インフォーマルサービスを含む）が包括的に提供されるような居宅サービス計画を作成します。

(利用料及びその他の費用の額)

第8条 事業所が提供した指定居宅介護支援に要する費用の額は、厚生労働省告示に定める居宅介護サービス計画費の額と同額とする。

- 2 法定代理受領サービスに該当する指定居宅介護支援を提供した場合に、利用者から支払を受ける利用料の額は、0円とする。
- 3 法定代理受領に該当しない指定居宅介護支援を提供した場合に、利用者から支払を受ける利用料の額は、居宅介護サービス計画費の金額と同額とする。

(通常の事業の実施地域)

第9条 事業所の通常の事業の実施地域は、次の区域とする。

- ① 小樽市（桂岡町、銭函、星野町、見晴町の区域に限る）
- ② 札幌市（西区及び手稲区の区域に限る）
- ③ （その他運営に関する重要事項）

第10条 事業所は、提供するサービスの質の向上を図るため、官公署又は各種団体が主催する研修に積極的に参加することとする。

- 2 従業者は業務上知り得た利用者及びその家族の秘密を漏らしてはならない。また、事業所は、従業者の雇用の際に、秘密保持に係る事項を十分に周知するほか、従業者でなくなった後も利用者及びその家族の秘密が保持されるよう必要な措置を行うこととする。
- 3 この規程に定める事項のほか、事業所の運営に係る重要事項は、合同会社サニーの代表が協議に基づき、定めることとする。

(事故発生時の対応)

第11条 介護支援専門員は、利用者に対する指定居宅介護支援の提供により事故が発生した場合には速やかに市町村、利用者家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じ、管理者に報告しなければならない。

(苦情・ハラスメント処理)

第12条 事業所は提供した指定居宅介護支援又は自らが居宅サービス計画書に位置付けた指定居宅サービス等に対する利用者又はそのご家族からの苦情・ハラスメントに迅速かつ適切に対応するための必要な措置を講ずるものとする。

- 2 事業所は、提供した指定居宅介護支援に関し、介護保険法第23条の規定により市町村が行う文章その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該市町村の職員からの質問若しくは照会に応じ、及び市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。
- 3 事業所は、自らが居宅サービス計画に位置付けた指定居宅サービスに対する苦情の国民健康保険団体連合会へ申し立てに関して、利用者に対して必要な援助を行うものとする。
- 4 事業所は、指定居宅介護支援等に対する利用者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会が行う調査に協力するとともに、自ら提供した指定居宅介護支援に関して国民健康保険団体連合会から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

(虐待防止に関する事項)

第13条 事業所は、利用者の人権の擁護・虐待等の防止の為次の措置を講ずるものとする。

- (1) 虐待を防止する為の従業員に対する研修の実施
- (2) 利用者及びその家族からの苦情処理体制の整備
- (3) その他虐待防止の為に必要な措置

2 事業者は、サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通知するものとする。

(事業継続計画)

第14条 業務継続計画（BCP）の策定にあたって、感染症や災害が発生した場合でも、利用者が継続して指定居宅介護支援の提供を受けられるよう、業務継続計画を策定するとともにその計画に従い必要な研修及び訓練を実施するものとする。

(衛生管理)

第15条 感染症の予防及び蔓延防止に努め、感染防止に関する会議等においてその対策を協議し、対応指針等を作成し 研修会や訓練を実施し、感染対策の資質向上に努める。

この規程は、令和 6 年 7 月 1 日から施行する。